

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年10月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社千葉銀行

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

千葉銀行は、地域金融機関としての存在意義である“パーパス”を「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」、あるべき姿である“ビジョン”を「地域に寄り添うエンゲージメントバンクグループ」と定め、パーパス・ビジョンの実現戦略としての第15次中期経営計画を、2023年3月に公表した。同計画においては、「GX（グリーントランスフォーメーション）」を価値創出の基盤の一つとして定め、脱炭素への取組みを重要戦略として組み込んでいる。

具体的には、千葉県の持続的な発展に貢献するために、まずはちばぎんグループとして、2030年度までにカーボンニュートラルを達成し、地域における脱炭素の取組を牽引していくことを目標として定め、脱炭素への取組みを推し進めている。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2023年度（目標年度）中に当行全体の炭素生産性を149.1%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）における経常利益計上を目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

銀行業（62）

（6）事業適応の具体的内容

千葉銀行の店舗のうち、2023年度下期に35拠点における照明設備を更新し、LEDを導入す

ること、また 16 拠点においてエネルギー効率の高い空調機を導入することで炭素生産性を向上させる。また、会社全体としては、2022 年度から 2023 年度において、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを進めることにより事業者全体の炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期： 令和 5 年 11 月

終了時期： 令和 6 年 3 月